

高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則

(平成28年高知県規則第58号)

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県夢・志チャレンジ基金条例（平成28年高知県条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、育英資金（条例第1条に規定する育英資金をいう。以下同じ。）の給付その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育英資金の給付の時期等)

第2条 育英資金の給付は、年4回とし、6月、9月、12月及び3月に給付するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の育英資金の給付を受けようとする奨学生は、6月10日、9月10日、12月10日及び3月10日までに、別記第1号様式による育英資金請求書に大学の在学証明書（当該請求月の初日における在学を証明するものに限る。）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(奨学生の申請手続)

第3条 条例第6条第1項の奨学生の決定を受けようとする者は、別記第2号様式による奨学生資格申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) 県内の高等学校の在学証明書

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 保護者等（第3項に規定する保護者等をいう。以下この号において同じ。）（保護者等が2人以上いるときにあつては、その全員）の市町村民税の所得割の額を明らかにすることができる市町村長の課税証明書等

(4) 大学入学共通テスト（独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第1項第1号の試験をいう。）を受験するための志願票（検定料受付証明書を含む。）の写し（大学入学共通テストに係る成績通知を希望したことを確認することができるものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 知事は、前項に規定する書類を受理した場合において、当該申請をした者が条例第6条第1項各号に掲げる要件のいずれかを備えていないことが判明したときは、別記第3号様式による奨学生資格要件不具備通知書により速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第6条第1項第1号の保護者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等とする。

第4条 条例第6条第2項の規定による申請をした者（前条第2項の通知を受けた者を除く。）は、別記第4号様式による大学入学共通テスト自己採点結果申告書を大学入学共通テストを受験した日から7日以内に、別記第5号様式による大学入学共通テスト結果等届出書を4月末日までにそれぞれ知事に提出しなければならない。

2 前項の大学入学共通テスト結果等届出書には、入学した大学の在学証明書及び大学入学共通テストに係る成績通知書を添えなければならない。

3 第1項に規定する書類の提出の期限によることが困難であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に期限を定めるものとする。

（奨学生の決定等の通知）

第5条 知事は、前条第1項及び第2項に規定する書類を提出した者について、別に定める方法により選考の上、奨学生として決定した者については別記第6号様式による奨学生資格承認決定通知書により、奨学生として決定しなかった者については別記第7号様式による奨学生資格不承認決定通知書により、速やかにその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（毎年度の報告手続）

第6条 条例第7条第1項の規定による知事への報告は、別記第8号様式による修学状況報告書により前年度における大学での修学状況について大学の成績証明書を添えて4月末日までにしなければならない。ただし、育英資金の給付期間の最終年度にあっては、当該年度における大学での修学状況について3月末日までにしなければならない。

（変更等の届出手続等）

第7条 条例第7条第2項の規定による知事への届出は、次の各号のいずれかに該当した場合において、別記第9号様式による変更等届出書によりしなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 大学を休学しようとするとき。

(3) 大学から停学の処分を受けたとき。

(4) 大学を長期にわたって欠席しようとするとき。

(5) 心身の故障のため大学を卒業する見込みがなくなったと認められるとき。

(6) 大学を退学しようとするとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、条例第7条第1項の規定により報告した事項に変更が生じたとき。

2 知事は、前項の届出があった場合において、当該届出の内容等を確認する必要があると認めるときは、住民票の写しその他必要な書類の添付を求めることができる。

3 奨学生は、育英資金の給付を辞退しようとするときは、別記第10号様式による育英資金給付辞退届を知事に提出しなければならない。

(奨学生の資格の取消しの通知)

第8条 知事は、条例第8条第1項の規定に基づき奨学生の資格を取り消したときは、別記第11号様式による奨学生資格取消し通知書により直ちに当該奨学生に通知するものとする。

(育英資金の給付の取消しの通知)

第9条 知事は、条例第9条の規定に基づき育英資金の給付を取り消したときは、別記第12号様式による育英資金給付取消し通知書により直ちに当該奨学生に通知するものとする。

(育英資金の返還の猶予の手續)

第10条 条例第10条第1項の規定に基づき育英資金の返還の猶予を受けようとする奨学生は、別記第13号様式による育英資金返還猶予承認申請書を前条の通知を受けた日から10日以内に知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の育英資金返還猶予承認申請書を受理した場合において、育英資金の返還の猶予を承認したときは、別記第14号様式による育英資金返還猶予承認通知書により速やかに当該奨学生に通知するものとする。ただし、当該育英資金の返還を猶予することができる期間は、前項の規定による申請を受理した日から3年を超えることができない。

(育英資金の分割返還の申請等)

第11条 条例第10条第2項の規定に基づき育英資金の返還の分割納付をしようとする奨学生は、別記第15号様式による育英資金返還分割納付承認申請書を前条第2項の育英資金返還猶予承認通知書を受け取った日から10日以内に知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の育英資金返還分割納付承認申請書を受理した場合において、育英資金の返還の分割納付を承認したときは、別記第16号様式による育英資金分割納付承認通知書により速やかに当該奨学生に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた奨学生は、前条第2項の通知により育英資金の返還を猶予された期間内に、半年賦の均等払方式により当該育英資金を返還しなければならない。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

4 育英資金の返還の分割納付に伴う利息は、これを付さないものとする。

(延滞利子)

第12条 条例第11条第1項の規定により延滞利子を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるとき又は延滞利子の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。

2 条例第11条第3項の規定に基づき延滞利子を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 災害等の理由により返還すべき日までに育英資金を返還することができなかつたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、返還すべき日までに育英資金

を返還することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

3 条例第11条第3項の規定に基づく延滞利子の減額又は免除は、知事が特に認めるときを除き、延滞利子の減額又は免除を受けようとする奨学生（当該債務を相続した者を含む。）からの申請により行うものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、育英資金の給付その他条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月13日から施行する。

規 則

◎ 高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則